

## 2023年度課題別研修「マルチセクターで取り組む食を通じた栄養改善（政策策定者向け）(A)及び(B)」研修委託契約に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構筑波センター（以下、「JICA 筑波」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、主にアフリカ地域から研修員として日本に招いた食を通じた栄養改善を担う人材に対し、所定の案件目標を達成するべく、栄養改善に必要な知識や技術に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、特定非営利活動法人国際農民参加型技術ネットワーク（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は以下の「2 応募資格」を満たしていることに加え、2017年から2022年までの本コース（旧研修名を含む）すべてを受託して適切に実施してきた実績を持ち、これら過年度の帰国研修員とのネットワークを活用して効果的に研修を運営し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

### 1 業務内容

- (1) 業務名：2023年度課題別研修「マルチセクターで取り組む食を通じた栄養改善（政策策定者向け）(A)及び(B)」に係る研修委託契約
- (2) 案件概要：別紙2「研修委託契約業務概要」のとおり
- (3) 実施期間  
Aコース：2024年1月5日（金）～2024年2月8日（木）  
Bコース：2023年10月2日（月）～2023年11月9日（木）
- (4) 契約履行期間：2023年8月14日～2024年3月29日（予定）  
※契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。
- (5) 実施形態：遠隔及び本邦プログラム

### 2 応募資格

- (1) 基本的要件：
  - 1) 公示日において、令和04・05・06年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。
  - 2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
  - 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平

成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。

ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。

イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。

- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

(中小規模事業者(※2)については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。)

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

(※1) 特定個人情報等とは個人番号(マイナンバー)及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(※2) 「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野(金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野)の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

(2) その他の要件:

- 1) 本研修委託業務契約は、2023年度に実施する計1回の研修コース全体を対象とする。
- 2) 技術力に関する要件  
本研修実施に十分な技術力を有すること。(A4サイズ、1~2枚程度の本コース実施プログラム案を添付のこと)
- 3) 業務執行体制に関する要件
  - ア. 業務を統括するための業務総括者を選任し、機構担当職員と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。
  - イ. 過去海外或いは国内の別なく、当該分野における人材育成或いは研修事業の実績を有し、本業務の遂行に確実な履行体制を有していること。

### 3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思 確認書の提出	提出期間	2023年6月19日(月)午後4時まで
	提出場所	〒305-0074 茨城県つくば市高野台 3-6 (独)国際協力機構 筑波センター研修業務課 電話 029-838-1744 担当: 武田 翔吾
	提出書類	参加意思確認書(別紙3)、同確認書で提出を 求められている資料等
	提出方法	電子メール又は持参又は郵送(郵送の場合は 書留としてください。)
(2) 審査結果 の通知	通知日	2023年6月21日(水)
	通知方法	電子メール
(3) 審査結果 についての理由 請求	請求場所	上記(1)提出場所と同じ
	請求方法	電子メール又は持参又は郵送(郵送の場合は 書留としてください。)
	請求締切日	2023年6月23日(金)
	回答予定日	2023年6月30日(金)
	回答方法	電子メール

### 4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。

- (11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。
- (12) 各書類について、電子メールでの提出も認めます。メール提出の場合は、下記のメールアドレスへ提出期限最終日午後4時までに必着で送信して下さい。メールタイトルは「【×××（各書類名）の提出（社名/団体名●●）】2023年度課題別研修「マルチセクターで取り組む食を通じた栄養改善（政策策定者向け）（A）及び（B）」に係る研修委託契約」として下さい。

■宛先電子メールアドレス：tbicttp@jica.go.jp

◆研修委託契約ガイドライン、契約書雛形、様式

[https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr\\_japan/guideline.html](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html)

◇研修委託契約における契約関連書類の押印等の取扱いについて

[https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr\\_japan/ku57pq00001zekwt-att/contract\\_document\\_01.pdf](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/ku57pq00001zekwt-att/contract_document_01.pdf)

◇別添 押印を省略する場合の様式例

[https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr\\_japan/ku57pq00001zekwt-att/contract\\_document\\_02.pdf](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/ku57pq00001zekwt-att/contract_document_02.pdf)

※）機構のシステムでは受信できるメールの容量には制限がありますので1回あたりのメールの容量が4メガバイト以下になるよう、PDFデータを分割するなど調整をお願いいたします。また、圧縮ソフトを用いると機構のセキュリティシステムによりメールが排除されてしまいますのでご注意ください。

以 上

2023年度課題別研修「マルチセクターで取り組む食を通じた栄養改善（政策策定者向け）（A）及び（B）」に係る研修委託契約 業務概要

1. 研修コース概要

(1) 研修コース名

2023年度課題別研修「マルチセクターで取り組む食を通じた栄養改善（政策策定者向け）（A）及び（B）」

(2) 研修期間（予定）

同じく以下の期間で実施予定の課題別研修「マルチセクターで取り組む食を通じた栄養改善（実務者向け）（A）及び（B）」コースと適切に連携し、相乗効果を発揮する研修プログラムとすることを予定しています。

- Aコース

【技術研修（遠隔研修）】2024年1月5日（金）～1月10日（水）

【技術研修（来日研修）】2024年1月17日（水）～2月8日（木）

【本邦研修全体期間】2024年1月16日（火）～2月9日（金）

- Bコース

【技術研修（遠隔研修）】2023年10月2日（月）～10月6日（金）

【技術研修（来日研修）】2023年10月17日（火）～11月9日（木）

【本邦研修全体期間】2023年10月16日（月）～11月10日（金）

(3) 研修員（予定）

1) 定員：各コース12名

2) 今年度参加予定人数：Aコース5名、Bコース11名

3) 研修割当対象国

- Aコース：ボツワナ・ナイジェリア・エチオピア

- Bコース：中央アフリカ・マダガスカル・ニジェール・セネガル・コンゴ民主共和国・ブルキナファソ

4) 対象組織：

栄養改善事業を行う中央・地方政府機関

IFNAが推進する栄養改善に向けたマルチセクターでの取り組みを念頭に、農業だけでなく保健、教育関係者も対象とする。

5) 研修員対象者：

1) 職位：農業を通じた栄養改善に関わる中央・地方政府機関の行政官（政策立案に携わる者）

2) 職務経験：当該分野で3年以上の経験があること

3) 語学：研修で使用する言語について十分な能力があること

4) 学歴：大学卒業または同等の学力を有する者

5) 年齢：30歳～45歳であることが望ましい

6) 健康：心身ともに健康な者

7) 母子の健康・安全を優先させるため、妊娠中の者は原則受け入れをしない

- 8) 栄養改善に係る業務に従事していること、具体的にはJICA技術協力プロジェクトまたはIFNAに参画している者、或いは関わる予定の者、または政府や他ドナーのプログラムに関与している者が望ましい

#### (4) 研修使用言語

- Aコース：英語
- Bコース：仏語

\*両コースの研修項目は同内容とすることを想定している。

#### (5) 研修の背景・目的

近年、国際社会では栄養改善への関心が高まっており、2015年に採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」においても「飢餓を撲滅し食料安全保障と栄養改善を達成し、持続可能な農業を促進させる」ことが達成目標の一つとして掲げられた。この流れのなかで、我が国は2016年に開催された「第6回アフリカ開発会議（Tokyo International Conference on African Development：TICAD VI）」において「食と栄養のアフリカ・イニシアチブ（Initiative for Food and Nutrition Security in Africa）（以下、IFNA）」の発足を宣言した。IFNAは、アフリカ各国と支援機関がより連携を深めることで、現場での具体的な取組みを促進し、栄養改善に向けた目標の達成を支援するものである。2019年8月にはTICAD7で全アフリカの子ども2億人の栄養改善に向けてIFNAの全アフリカ展開をコミットする「IFNA横浜宣言2019」が採択された。また、2021年12月に東京で開催された栄養サミットにおいても、2030年までの栄養不良解消に向けた国際社会のコミットメント「東京栄養宣言（グローバルな成長のための栄養に関する東京コンパクト）」が採択された。

栄養不良状態の改善を実現するためには、人々が必要な栄養素を含む食料の量と多様性を確保するための農業・農村開発の取組や、適切な消費を促す保健・教育分野での栄養改善の啓発、食べたものが適切に吸収されるための衛生状況の改善など、マルチセクターでの取組みが必要である。JICAは、栄養改善に取り組むアフリカ地域の中央および地方政府機関の行政官を対象に、食を中心としたマルチセクターの取組みを促進する栄養改善プログラムを計画、実施、管理するために必要な知識と能力を強化することを目的に本コースを実施する。研修員は、国際的な栄養改善の動向に係る知識、農業生産性の向上や農村部の生活改善などの我が国の経験を含め、食を通じた栄養改善に有効な方法や取組み事例を講義、視察等を通じて学ぶ。そして、本コースで得た知識をもとにアクションプランを作成し、帰国後に所属部署における栄養改善のための取組を推進することが期待される。

#### (6) 案件目標（アウトカム）

研修員がマルチセクターによる食を通じた栄養改善プログラムを計画、実施、管理するために必要な知識と能力を習得する。

(7) 単元目標 (アウトプット)

- 1) 研修員は自国の栄養改善における課題を明確化し、栄養不良に関して基礎的な説明ができる。
- 2) 研修員は食を通じた栄養改善に有効な方法、取り組みについて説明ができる。
- 3) 研修員はマルチセクトラルのアプローチ、取り組みについて説明ができる。
- 4) 研修員は栄養改善に向けた実際の活動や日本の経験について説明ができる。
- 5) 1から4を踏まえ、研修員は食を通じた栄養改善を実施・促進するためのアクションプランを策定する。

(8) 研修内容

本コースは、遠隔研修、本邦研修の2つのプログラムから構成される。

1) 遠隔研修(約1週間)

- ① 研修員は以下についてインセプションレポートに取りまとめる。
  - 所属組織の構成
  - 栄養改善にかかる政策
  - 担当地域の栄養不良状況・課題と介入策
- ② 受入れが確定した研修員は、来日後に予定されているインセプションレポート発表会に向けて発表資料を準備する。
- ③ マルチセクターのアプローチに基づく食を通じた栄養改善について、研修員は遠隔形式の講義や動画教材を通じて基礎的な知識を習得する。

2) 本邦研修(約3週間)

- 以下の単元目標に沿って研修を実施する。

	単元目標	想定される研修項目
1	研修員は自国の栄養改善における課題を明確化し、栄養不良に関して基礎的な説明ができる。	各国の栄養不良状況における課題分析、栄養に関する基礎知識および栄養不良の現状と要因に係る講義・演習・討議
2	研修員は食を通じた栄養改善に有効な方法、取り組みについて説明ができる。	Nutrition Focused Approach (NFA)、栄養素の需給バランスに応じた作物選定等のツール・手法に係る講義・演習・討議
3	研修員はマルチセクトラルのアプローチ、取り組みについて説明ができる。	以下を含む講義・演習・討議 (1)日本の栄養改善の歴史と変遷 (2)生活改善関連事業
4	研修員は栄養改善に向けた実際の活動や日本の経験について説明ができる。	(3)給食、学校菜園、食育活動 (4)WASH (5)ジェンダーに配慮した栄養改善 (6)栄養改善に係る行政能力の強化とコミュニティ・レベルによる活動の必要性や両者の連携 (7)栄養改善に関する国際的潮流と枠組 (8)アフリカ諸国のグッドプラクティスの共有



5	1 から 4 を踏まえ、研修員は食を通じた栄養改善を実施・促進するためのアクションプランを策定する。	各研修員の任地の実態に即した栄養改善を実施・促進するための具体策・事業案の策定に係る演習・討議
---	--	---

(9) 研修方法

- 1) 講義：テキスト・レジュメ等を準備し、視聴覚教材を利用して、研修員の理解を高めるように工夫する。また、JICAの有する技術協力コンテンツ等の研修教材を積極的に活用しながら講義を進める。
- 2) 演習：講義との関連性を重視し、テキストを参照しながら講義で学んだ内容の確認と応用力を養えるように工夫し、帰国後の実務により役立つ内容とする。
- 3) 見学・研修旅行：講義で得られた知見をもとに、関係者との意見交換を通じて、事業実施において実践可能な知識・技術を習得できるように努める。
- 4) 討議：講義との関連性を重視し、テキストを参照しながら講義で学んだ内容の確認と応用力を養えるように工夫し、帰国後の実務により役立つことを目指す。そのために、活発な議論を導くことができるよう工夫する。
- 5) レポート作成・発表：以下に示す各レポートの作成・発表にあたっては、各研修員の問題意識について研修員・日本側関係者間で相互理解を深め、研修員の帰国後の問題解決能力を高めるよう配慮し、あわせて帰国後に具体的な実践の取り組みが推進されるように努める。また、各レポートの狙いは以下の通り。
  - ① インセプションレポート  
自国の抱える栄養課題に関する課題と研修員の所属する組織、業務内容について、各研修員が来日前に分析・記述した報告書であり、本レポート作成を通じて、本邦プログラムの参加に向けての動機付け・問題意識の明確化を目指す。
  - ② デイリー/ウィークリーレポート  
日次または週次にて、研修項目の整理や研修項目と課題分析との関連性、また追加的な質問等を取りまとめる。それによって、研修内容の定着並びに研修員からJICA・本契約の相手先への研修に係るフィードバックの機会確保を目指す。
  - ③ アクションプラン  
本邦プログラムで学んだ知識やノウハウの要点と自国での適用方法について取り纏めたものとする。アクションプランは帰国後に研修員の所属組織・関係機関において今後展開される栄養改善推進に向けた政策・戦略・制度の整備等やコミュニティ・レベルによる活動のアイデアとして活用されることが期待される。

1) 当機構が実施するプログラム

① 集合ブリーフィング (0.5 日)

来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施する。

- ② プログラムオリエンテーション (0.5 日)  
技術研修に先立ち、コースの目的・日程・内容及び方法等を説明の上、研修員の要望等を徴取する。
- ③ 評価会・閉講式 (0.5 日)  
研修の修了に際し、研修全般の効果を確認し、また今後の研修改善の参考資料とするため、研修員から研修の内容、その他について意見を聴取する。また評価会実施後に、閉講式を実施する。

## 2. 委託業務の内容

### (1) 契約履行期間 (予定)

2023 年 8 月 14 日 (月) ~ 2024 年 3 月 29 日 (金)

(この期間には、事前準備・事後整理期間を含む)

### (2) 業務の概要

本研修委託業務を受託した法人等は、各研修員が上記「1. 研修コース概要」の(6) 案件目標 (7) 単元目標を達成できるよう、(8) 研修内容に沿って、以下に示す業務を行う。(詳細については、下記の JICA ホームページで公開している「研修委託契約ガイドライン」を参照のこと)

[URL:https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr\\_japan/guideline.html](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html)

### (3) 業務内容詳細

#### 本邦プログラム

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配 (講義当日の諸準備含む)
- 9) テキストの選定と準備 (翻訳・印刷業務含む)
- 10) 講師への参考資料(テキスト等)の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付け、配付等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) コース・オリエンテーションの実施
- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 研修 旅行同行依頼文書の作成・発信
- 19) 評価会、技術討論会(各種レポート発表会含む)の準備、出席

- 20) 閉講式実施補佐
- 21) 研修監理員からの報告聴取
- 22) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 23) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 24) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却
- 25) 一部研修を遠隔で実施するための手配、準備、実施
- 26) 一般来訪施設見学等、JICA 筑波が実施する市民参加協力事業の研修日程への組み込みまたは研修員参加促進
- 27) その他国際協力理解、民間連携等 JICA 筑波が実施する事業の研修日程への組み込みまたは研修員参加促進
- 28) 研修実施全般に関する事項

#### 事前準備期間

- 1) 研修開始に際して必要となる研修員への連絡・指示・質問回答
- 2) インセプションレポート内容の分析、同レポート精度向上のための研修員への追加情報提供・追記依頼及び調整
- 3) 事前接続確認（必要である場合）

#### 事後整理期間

- 1) 研修実施結果の評価・分析（単元目標・案件目標の達成度確認含む）と評価方法にかかる改善策の検討
  - 2) 反省会資料の作成および反省会への出席
  - 3) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- (4) 本業務に係る報告書の提出  
本業務実施分の報告書として、業務完了報告書及び経費精算報告書を各コース各1部ずつ、以下のとおり指定された期日までに提出するものとする。

##### 1) Aコース

提出書類	提出期限
業務完了報告書 経費精算報告書	2024年3月8日

##### 2) Bコース

提出書類	提出期限
業務完了報告書 経費精算報告書	2023年12月14日

### 3. 留意事項

- (1) 研修実施の運営にかかる教材・テキストの翻訳・製本の手配については、原則、機構或いは機構が指定する業者を通じて別途行う。したがって、研修実施にあたっては、本業務受託者は必要に応じ、これら関連する団体等との調整を行うものとする。

- (2) 本業務概要は予定段階のものであり、詳細については変更となる可能性がある。
- (3) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照すること。  
[https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr\\_japan/guideline.html](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html)

以 上

2023年 月 日

## 参加意思確認書

独立行政法人国際協力機構  
筑波センター 契約担当役  
所長 睦好 絵美子 様

提出者 (所在地)  
(貴社名)  
(代表者役職氏名)

2023年度課題別研修「マルチセクターで取り組む食を通じた栄養改善（政策策定者向け）（A）及び（B）」研修委託契約に係る参加意思確認公募について応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

### 記

- 1 全省庁統一資格（令和04・05・06年度全省庁統一資格）  
登録番号：
- 2 法人概要  
※法人概要について記載（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付してください。）
- 3 応募要件
  - （1）基本的要件：  
※公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載してください。記載しきれない場合は別紙添付でも可。  
※「2応募資格」を参照し必要書類を添付してください。
  - （2）その他の要件：  
特定の資格、認証等が指定されている場合には、当該資格、認証等の取得状況がわかる証明書を提出してください。

以上